

地籍調査及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、地方自治体の地籍調査実施要望等を踏まえ、必要かつ十分な財政措置を講じること。
2. 国勢調査等の統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。また、統計調査の民間委託を推進すること。
3. 相続人の不存在、行方不明等の場合に、都市自治体が適法かつ円滑に被相続人に関係する事務を行うことができるよう、必要な措置を講じること。